

## 減額の対象になるバリアフリー改修工事の内容について

(平成19年4月1日施行 国土交通省告示第410号より抜粋)

固定資産税の減額対象になるバリアフリー改修工事は下記のいずれかに該当するものに限られます。

1. 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入り口の幅を拡張する工事
2. 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
3. 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ①入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - ②浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - ③固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ④高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事
4. 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ①排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ②便器を座便式のものに取り替える工事
  - ③座便式の便器の座高を高くする工事
5. 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
6. 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事  
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入り口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
7. 出入り口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - ①開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
  - ②開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - ③戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事